

令和元年度第2回 高知市人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日時 令和2年1月20日(月) 13:30~15:30

場所 高知市役所6階611会議室

出席者 審議会委員8名

石原 文子, 市川 広幸, 岩佐 和幸, 岡林 俊司, 塚地 和久, 中内 康博
橋本 恵美, 山中 千枝子(敬称略)

事務局

市民協働部部长 谷脇 禎哉

市民協働部副部长 林 充

人権同和・男女共同参画課 課長 明坂 通子

課長補佐 橋本 昌明

管理主幹男女共同参画担当係長事務取扱 尾崎 美世

主幹人権同和啓発担当係長事務取扱 森 美樹子

主査 森木 愛

主査補 須藤 美香

人権・こども支援課 班長 畠中 恒

議事 ①人権に関する市民意識調査について

②高知市人権施策推進基本計画骨子(案)について

報告 ①SOGIに関するワーキンググループの活動状況について

②申請書類等の性別記載欄に係る調査について

③差別事象報告・インターネットモニタリング実施について

○議事について、事務局より一括して説明した後、各議事について委員から意見・質問等をいただく。

議事①人権に関する市民意識調査について

委員 市の意識調査については何人を対象としているか。

事務局 定例的に行っているのは3,000人で、今年度実施した男女共同参画に関する市民意識調査についても3,000人で実施している。

委員 問4 人権侵害を受けた経験について問うもので、過去5年間としているのはなぜか。

事務局 答える方の年齢によって、高齢の方が子どもの頃に受けた人権侵害のこととなると、範囲が広がるので、最近の経験として絞った形としている。

委員 過去5年以内というのは、短すぎるのではないか。差別を受けたら、一生忘れない。それが十分に解決されなかったら、なお忘れない。本人が、どうしても忘れられないということであれば、年数に限らず、その問題は拾っていくようにしたらいいのでは。また、差別を受けて何とか解決

したいと思ってもその時に解決できなかった、という体験があれば、拾っていくということが大事なのではないか。

委員 何が人権侵害なのかということが分からないでそのままの状態ですべて通っていくことが、最近あるのではなか。そういうことが、設問の中に出てこないかもしれないということもあるのでは。

委員 5年間という期間について、子どもが受けた人権侵害については、保護者がどう感じたかも含まれると思うので、例えば、保育園だと卒園までに6年間、小学校でも6年間となるので、5年間は短いのではないか。

委員 対象者が3,000人ということで、市民となっているが、この中には外国籍の方は含まれるのか。その場合は、日本語が不自由な方も含まれると思うので、その対応はどうか。

事務局 外国籍の方でも高知市に住民票がある方は対象に含まれる。その中で言葉が大変難しいと思われるところもあるので、「やさしい日本語」も検討したが、全部の設問をやさしく表現すると、かえって複雑で分かりにくかったりもするので、もし、読めない、分からないということであれば、連絡をいただいたら、個別に対応するように考えている。

委員 読めない方は答えない可能性がある。そのあたりは大丈夫か。
調査項目は8項目となっているが、基本計画骨子案では、さまざまな人権課題解決への基本的方向性においては、11項目となっている。市民意識調査であげている項目として、同和問題、インターネットと人権、性的指向・性自認、働く人となっていて、それ以外については項目に入っていない。そうすると、基本計画を策定するときに、どういうことに基づくのか、具体的根拠となる資料やデータがとれない可能性があるのでは、できればそのあたりも質問項目に入れたらいいのではないか。

事務局 他にも様々な個別の人権課題があるが、問2においていくつかの項目を掲げて、例えば子どもや女性など、さまざまな人権課題について、高知市がどんなまちだと思うかを問い、また、問3においても、それぞれの人権問題についての関心度を問う設問としている。

委員 それであるならば、4項目については、個別に問うということか。

事務局 そうである。

委員 そうなると、重きの問題になる。基本的方向性の11項目がある中で、市民意識調査では個別に4項目を聞くというと、その他の人権課題をどうみるのか。基本計画を策定するときはどうみるのか。

委員 女性・子ども・高齢者・障がいのある人・外国人・感染症患者等については、人権全般のところでは個別に問うということであるならば、重みということではなく、一連の調査のなかで、11の人権課題は網羅されていると思う。

委員 問2・3でそれぞれ質問して、その後に調査項目(2)同和問題～(5)働く人については、改めて問うということであるので、そのあたりはどうかというところ。

委員 一連の中で現状認識を知る項目があるならいいのでは。

委員 構成として、同和問題をはじめとする4項目だけを問うのは、バランスが悪いのではないか。

委員 人権全般の8問の中でクリアするとなると、人権課題がたくさんあるので、項目で分けると、女性や子どもなどの問題がきちんと出てくるのか、という懸念がある。

委員 子どもの問題だと児童虐待などの問題、障害者の問題だと相模原市事件みたいな形で社会問題となっている。高知の場合だと、表面化していないだけで、実際どうなのか。また、これから外国人が増えていく中で、この問題は充電期間でいいのかなど、どれも重要な課題だと思うが、そのあたりの掘り下げをどのようにするのか。

委員 基本計画に出ている11の人権課題、それぞれすべて問う必要はないと考えているが、意識調査をするにあたっては、問題数が多いと回答率が下がるという懸念がある。その中で、何を聞くのか問題になる。新しく加える性的指向・性自認と労働者については、例えば、労働者で言えば、労働相談件数などがあるので、そこで、人権課題の未解決の部分が浮き彫りになってくるのではないか。他の項目でも、例えば女性相談、虐待、高齢者の問題など、表面的にはなりがちだが、ある一定データはあると認識した。新しく加わる性的指向・性自認と、人々から中々出てこない、一番沈殿化されている、テーマとして全く答えられることがなくなっている同和問題について問うのは賛成。大変難しいところではあるが、問題数と各課題のチョイスは、他の調査の回収率などを参考にしながら、減らすなら労働者の設問、増やすなら差別解消三法に関わる設問だと思う。

委員 色々な人権課題の中で、就職差別について何が差別になるか、厚生労働省が「公正な採用選考をめざして」を100人以上いる企業に配布している。これには、就職差別につながる14事項を記載しており、どういったことが就職差別につながるのかということを知りやすく記載されている。ところが、障害者差別解消法のチラシは、全部仮名を振るなど障害を持った方でも知りやすく書かれているが、ほとんど読まれていない。それぞれ人権問題の解決の仕方について、モデルとなるものを市が冊子をつくる。ということをして前提にして、何が問題なのかを調査で拾っていくということが大事なのではないか。

②高知市人権施策推進基本計画骨子(案)について

- 委員
- ・骨子案P6同和問題のように、長年取り組んでいるので、P6で取り上げている法律などは、P1(2)国内の取組に入れ込んでもいいのではないか。
 - ・P2(4)高知市の取組について、地区人権啓発推進委員会の取組は評価されるべきものなので、地区人権啓発推進委員会の活動について入れてもいいのでは。
 - ・「高知市人権尊重のまちづくり条例」の制定日・施行日について混在しているので、整理を。

- ・P4 (3)職場における取組 人権尊重のまちづくりへの参画の推進とはどんな参画の仕方があるのか、どんな状況があるのか、などを文章化したときに入れ込んでほしい。
- ・P8 女性の現状について、成人だけでなく、デートDVについても被害を随分受けるので、学校におけるデートDVの啓発についても課題として入れ込んでほしい。愛媛県などでは全ての高校でデートDVの学習をしているが、高知では、進んできているが全ての高校というわけではないので、具体的に記載すると、啓発にもなるのでは。
- ・P12 (3)今後の取り組み 障がいへの正しい理解の中に職員に行っている手話研修も入れ込んでほしい。
- ・P17 改正労働施策総合推進法的前提である働き方改革関連法成立も入れたらどうか。
- ・P19～ その他の人権課題として個別の課題に対する現状・課題などは書かれているので、その他の人権課題 全体としての今後の取り組みについて入れたら分かりやすい。

事務局 参考にさせていただきたい。

委員 骨子の中に一定課題が示されている。市における最新の計画をつくるということになるので、他の市町村などの計画などを参考に、どういった点が課題として捉えられているのかを事前に把握できるので、国民意識調査などの結果も踏まえながら、どういった点を調査の中で把握して、問題点を整理するべきかという視点を持った調査項目の作り方も必要ではないか。また、課題を解決するための施策を一定想定しながら、どういった部分を市民が知っていないのか、知るためにはどういった部分を注意するべきなのかが分かる調査の視点も必要ではないか。

女性については、学校におけるデートDVの防止教育が重要。例えば、鳥取県では教育委員会と連携して中学・高校において年間で多く研修をしている。一番は“気づき”が大事。特に、DVは野田市・目黒区の事件でも、当時自分たちがDVを受けていたかどうかを気づいていないということが裁判の中であった。また、実際に一時保護している女性に話を聞いても、DVを受けているのは普通の生活だと認識を持っている人が多い。そういったことから考えても、若いうちからDVというのはどういったことなのか、自分が被害者にならないとしても、周りの同級生がそういう状況になったのを見たときに、それがDVだと気づくということにおいても、大変重要なことではないか。

また、相談先について、意識調査の中にもあるが、相談をしたのかどうか、どこに相談をしたのか、相談をしなかった理由はなぜなのか、人権の啓発意識を持つことが大変重要だが、それで全てがまかなえるわけではない。実際に人権侵害があったときに、それに気づく知識を持っていて、人権侵害を受けたときにどこに相談すれば人権侵害が解決できるのか、というところを総合的にまとめる必要があるのではないか。

委員 各課題の解決方法について、相談体制の充実が盛り込まれている。近年、相談体制について、高知市や協力団体などにおいて、アウトリーチを人員数が必要だが進められているので、相談だけでなく、困り感がある人々をきちんと引き込んだということを入れてほしい。調査が届いても分からない外国籍の方がいるので、人員・予算・時間がかかるが、そういう人たちにもアウトリーチの考え方を持って、誰か説明できる人が随行するなどしてほしい。

「人権施策推進基本計画」とあるが、個々の人権課題に対して、いろんな動きや現状・課題・解決策が示されているが、教育・啓発・相談・解決の施策だけでなく、教育の分野で言われるが、

予防についてどうするか。高知市の市民生活は本当に豊かなのかどうか。2007年の国民生活白書はつながり白書といわれている。国の人々の人間関係、つながりがどうなっているのかがまとめられている。人間のつながりがどんどん失われている人たちが職場や学校、日々の生活などの中で、つながりを失い人間関係を失われた人々が、差別事象やハラスメントなどを起こしやすいのではないかという意味で、予防は人権施策になるのかどうか。人権課題の解決のために予防まで含めて人権施策という判断をするならば、基本計画に入れ込んでもいいのでは。また、市民意識調査の中でも、『助け合っている人はいますか』などの設問を入れてもいいのでは。

委員 部落差別について長年関わってきたので色々な差別事象について処理してきたが、一つの人権問題についてもなかなか解決するのが難しいので、市民意識調査をすることはいい。調査する中で、相談窓口の案内先などを配るなどしてもいいのでは。
障害者差別に関する差別事件などはあったのか。

事務局 本課では今年度電話での相談が1件あったが、他部署で対応していると思う。

委員 労働局に問い合わせたら、1件もなかった。障害者問題は、身体が不自由な人に対して、どういう問題があるのかを引き出して、解決するのか、差別を受けた人に対してやれるのかなどを見せてやっていただきたい。

委員 色々なことを書き込まないとやれない、分からないと思うので、課題から拾っていくことは大事だと思う。また、人に強制されずに自由に自己主張できるということが人権の中で大事なことで、小さい頃からの取組が大事だと思うので、具体的に教育・啓発にどう生かしていくのかなど、書く内容を工夫して基本計画をつくっていききたい。

委員 労働者について、最近、個人事業主や労働者ではないが実質労働者の方などが増えている。働き方改革関連法の中でもこういった方に働きかけをしていくということがあり、例えば、配達をされている個人事業者であるとかコンビニのオーナーなどにも色々な問題がある。労働者とする方がよいのか、あるいは、働く人と広く捉えるのか。労働者は労働局が対応できるが、個人事業主は労働者ではないので、どこが対応するのかという問題があるので、工夫してもらいたい。

事務局 事務局としても悩んでいるところ。働く人ということも検討したが、働くということも範囲が広く対象者がどこまでかという問題があり、労働としても、家事労働なども含まれるので、どういうタイトルのつけ方がふさわしいのか悩んでいるところであるので、みなさんからご意見をお聞きしたい。

委員 市民意識調査の概要では働く人で、基本計画骨子では労働者となっていたので、家事労働などは除いて、基本計画の中では働くというところで働く人とするのがいいのではないか。

委員 家事労働も労働であり、雇用関係は労働者などと定義をして全部使われたほうがいいのでは。

委員 4回目（12月24日）の「SOGIに関する対応方針」の素案作成に向けた意見出しを行ったということであるが、どのような意見が出たのか。

また、12月議会の定例会で高知市におけるパートナーシップ宣誓制度創設に係る意見で請願が採択されたと思うが、その請願の内容について教えてほしい。

事務局 4回目のワーキンググループにおいて、事務局でたたき台以前の案を作成し、それに対し意見をもらった。まだ、お見せする段階ではないが、これから関係団体等の意見をお聞きしながら、作成していきたい。色々な市区町村や、また、視察に行った先進地の自治体の対応方針を参考にしながら作成していきたい。

また、12月市議会でパートナーシップの宣誓制度について創設をしてほしいという内容の請願が出され、賛成多数で採択をされた。市として制度を創設するかどうかについて、ワーキンググループにおいて研究などをしてもらいながら、考えていきたいと思っている。パートナーシップについては、いくつかのやり方があり、当事者の方の中にも慎重な意見の方もいるので、そのあたりを考え合わせながら検討をしていきたい。

委員 LGBTやSOGIについてあまり知らないが、女性相談支援センターでも、そういった方々の相談が年に何件かある。その内容は、身体と気持ちが違うのに職場で誰も分かってくれない、トイレや公衆用お風呂の使用など、現実的な相談で、気持ちを聞いてほしいということが多いが、報告書の中でも、市民の理解が進んでいないという表現がある。高知市内においても、LGBTやSOGIの方々のどういった場面でどんな問題が出るのか、その方々がどんな思いをするのかといった知識が相当ないと思う。考え方を2つに分けて、意識啓発と、現実的に事業所などに対応すべき事項、例えばだれでも入れるトイレ 男性でも女性でも入れるトイレを作るなど、現実生じている課題への対応と合わせて、どんなパートナーシップ制度がいいのかを考えていくのがいいのでは。前回の審議会において、条例要綱をつくる思案があるかについては、まずはそのための検討をしていくということであったので、専門の方の研修を受けて、現時点では、条例要綱等をつくる段階ではないのかなと思うので、ワーキンググループにおいて、市民の理解度と、現実はどういった問題が起きているのか、どんな思いをもたれているのか、を正確に把握して進めていくのがいいのではないかと。

委員 先進地視察報告書の中には、教育啓発と課題解決の部分があり、課題解決について、市としてどんなことをしているのかについて、申請書類の性別欄や、パートナーシップ制度の宣誓などが載っているが、性的マイノリティの方は、トイレの話をよくされる。自分たちが入れるトイレがないなど、公共施設において困り感を感じている人がいるので、そういうところの研究や取組を進めて、公衆トイレも含めて高知市が所有している機関など、ハード面をどう改善していくのかを考えてもらいたい。

委員 視察に行ったところで、こんなところいいなと心に残った部分は。

事務局 関東班では、渋谷区、文京区、豊島区に行ったが、東京都では、オリンピックも近いことから色々進んでいたのが、高知市がすぐにそこまで到達できるのは難しいのではないかとと思うところがあつた。一番印象に残ったのは、当事者の方が集まる施設の渋谷区のプライドハウス東京

で、当事者の方に直に会うことができ、渋谷区在住の方が多かったが、渋谷区は性的マイノリティの方にとって、住みやすい街ということをお聞きできたことが一番印象に残った。

委員 具体的にどんなところが渋谷区が住みやすい街と聞いたのか。

事務局 東京都でもいろんなパートナーシップ制度をしているところがあり、宣誓方式や公正証書をとる方式などの方式がある。申請書等の精査が難しいことや公正証書はお金が発生するため文京区、豊島区では宣誓方式であるとのことだったが、渋谷区で実際に当事者の方に、パートナーとして法的に認めてもらう根拠がほしいということをお聞きした。渋谷区ではお金はかかるが公正証書をとる方式なので、根拠があることが心の支えになるということであった。

委員 女性相談支援センターやソーレにおいても、専門的に相談できるノウハウがないので、市だけでなくいいので、民間とも協力しながら専門的に相談ができる窓口をどうつくっていくのかを進めていってほしい。

委員 最近、LGBT について報道され始めたが、防災マニュアルに共有スペースのことや LGBT の方とどのように共存していくのかなど書き込んでいないことが地震対策で問題になりかけている。すぐできることと、時間をかけて対応していかないといけないこととさび分けをしていただきたい。

③差別事象報告・インターネットモニタリング実施について

委員 電話での相談について、相談した人は納得をして解決をしたのか、それとも相談を相手がしなくなったのかどうだったのか。

事務局 個別の対応にはなるが、本人が納得して電話を終えたものや、ソーレや法務局など相談先を案内した件数が多い。

委員 差別事象に対して、どこまで解決されたかを確認しているか。

事務局 人権施策推進本部において報告をしている。

委員 先日、ネット中毒の講演をしてきたが、小学生からしているゲームの会話の中で、部落差別に関する言葉が出てくる。人権啓発や人権教育の中で、課題解決の取組をしているが、本当の意味で心のケアができているのか。一番大事なものは、人権は人が大事にされる、自分を大事にする取組を、課題解決をしながら、また啓発をしながらすることが大事なのではないか。実際に見聞きしたことは解決できるが、小さい頃から殺し合いのゲームや差別の書込みなどは人権不信につながると思う。そういった意味で、色んなことを考えながら、基本計画等に盛り込んで、実際に行動できる内容、分かる内容にできたらいいのでは。